

子ども・子育て支援事業計画専門委員会における審議事項

1. 名張市子ども・子育て支援事業計画に関する事項

- ・教育・保育提供区域の設定
- ・各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み及び実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容とその実施時期
- ・地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容とその実施時期
- ・幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

2. 就学前教育・保育施設及び地域型保育事業の利用定員の設定に関し、必要な事項

3. その他上記に関連する子ども・子育て支援に関する事項

(参考)

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)

(市町村等における合議制の機関)

第77条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 1 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第31条第2項に規定する事項を処理すること。
- 2 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第43条第3項に規定する事項を処理すること。
- 3 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第61条第7項に規定する事項を処理すること。
- 4 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。